



特許証  
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第7060501号  
(PATENT NUMBER)

発明の名称  
(TITLE OF THE INVENTION)

風ベクトル場測定システム

特許権者  
(PATENTEE)

イギリス国 グラスゴー ジー42 8ビーエ  
ックス クイーンズ パーク アベニュー 2  
/ 1 3  
国籍・地域 英国 (グレートブリテン及び北ア  
イルランド連合王国)  
ウインド ファーム アナリティクス  
リミテッド

発明者  
(INVENTOR)

テオドール ホルトム

出願番号  
(APPLICATION NUMBER)

特願2018-512380

出願日  
(FILING DATE)

平成28年 9月13日 (September 13, 2016)

登録日  
(REGISTRATION DATE)

令和 4年 4月18日 (April 18, 2022)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。  
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 4年 4月18日 (April 18, 2022)

特許庁長官  
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

森



特許証送付先

住所

〒100-0013

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 霞が

関コモンゲート西館36階

氏名

杉村 憲司

様

特許権設定登録通知書

特許番号 第7060501号

登録日 令和4年4月18日

出願番号 特願2018-512380

出願日 平成28年9月13日

請求項の数 20

納付年分 第3年分まで

受領金額 30,900円

受領日 令和4年4月14日

特許料の納付について

特許料納付期限日

・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。

なお、**第4年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。**※

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（**自動納付制度**もありませんので、特許庁ホームページを参照してください。）

・第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日（起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という））までに、次の年分の納付が必要です。

・納付期限日までに納付できなかつたときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができず。

・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。

・追納できる期間内に納付しないときは、その特許料は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。

・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<https://www.jpo.go.jp/index.html>

※【重要】特許（登録）料等の納付期限日を忘れなため電子メールにて納付期限が近づいたことをお知らせするサービスがあります。利用については、以下を参照ください。

『特許（登録）料支払期限通知サービスについて』  
[https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen\\_tsuchi\\_service.html](https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html)

納付年分	納付期限日
第4年分	令和7年(2025年)4月18日
第5年分	令和8年(2026年)4月18日
第6年分	令和9年(2027年)4月18日
第7年分	令和10年(2028年)4月18日
第8年分	令和11年(2029年)4月18日
第9年分	令和12年(2030年)4月18日
第10年分	令和13年(2031年)4月18日
第11年分	令和14年(2032年)4月18日
第12年分	令和15年(2033年)4月18日
第13年分	令和16年(2034年)4月18日
第14年分	令和17年(2035年)4月18日
第15年分	令和18年(2036年)4月18日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日間の末日となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室  
電話 03(3581)1101 (代表)  
特許担当 内線 2708